

公安委員会 決裁資料	「鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する 規則」の改正	令和8年3月12日 交通指導課
<p>1 改正する規則</p> <p>鹿児島県放置違反金の納付命令等に関する規則（平成18年鹿児島県公安委員会規則第15号。）</p> <p>同規則は道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の4第4項に規定する放置違反金の納付命令等に関し必要な事項を定めたもの。</p> <p>2 改正の理由</p> <p>令和7年7月29日に鹿児島県出納局会計課長から通知された「財務会計システムから出力される納付通知書様式の変更について」に伴い、令和8年4月から納入通知書が、コンビニ収納、e L-Q R 収納(スマホ決済、インターネットバンキング、ゆうちょ銀行窓口)に対応した新しい様式(以下「新納入通知書」という。)に変更になるため。</p> <p>3 改正の内容</p> <p>本規則第8条に規定された放置違反金の納付は、「指定金融機関（指定代理金融機関を含む。以下同じ。）に納入通知書により納付するものとする。」を放置違反金の納付は「納入通知書記載のとおり」に改正する。</p> <p>第1号様式の「同封の納付書により」を「同封の納入通知書により」に、「納付の場所」の「納付書記載の金融機関」を「納入通知書記載のとおり」に改正する。</p> <p>第2号様式(裏) 2 (2)「仮納付の場所は、納付書記載(裏面)の金融機関です。」を「仮納付の場所は、納入通知書記載のとおりです。」に改正する。</p>		